

○ 教育職本給表（B）適用から教育職本給表（C）適用に異動する場合の給与について

平 30.3.23 人事部（ 先生への説明資料）

1 本給表異動の基本的な考え方

- ・ 附属学校教員に適用する本給表は、次のとおり。
 - 教育職（B）：高等学校の教頭、教諭及び養護教諭、並びに高等学校の教科を担当する中学校の教諭
 - 教育職（C）：幼稚園、小学校又は中学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭
- ・ 異動後は、異動後の職務内容に応じた本給表を適用する。
- ・ 異動時に受ける号俸については、同じ学校園で働く教員との均衡を図るため、採用時から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとして再計算を行い決定する。

→ 教育職（B）と教育職（C）は本給表の構造が異なることから、教育職（B）から教育職（C）に異動した場合、再計算後の号俸の額は下回る額となる可能性もある。

2 平成 30 年 4 月以降の給与

- ・ 次の方法により算出した額を比較し、いずれか該当者に有利な号俸に決定する。
 - (1) 上記 1 により、再計算を行い異動時に受ける号俸を算出する。（採用時から教育職（C）を適用されたいものとして算出）
 - (2) 教育職（C）の号俸の額に、異動しなかった場合に受けることとなる号俸の額と同額のものがある場合には、同額の号俸とする。
 - (3) 教育職（C）の号俸の額に、異動しなかった場合に受けることとなる号俸の額と同額のものがない場合は、直近下位の額の号俸（最高号俸を超える場合は最高号俸）とする。
この場合、異動日から 1 年間（昇給等により異動前の号俸の額と同額以上となる場合は昇給等の日の前日までの間）に限り、異動前と異動後の号俸の額の差額を支給する。

3 先生の場合

異動しなかった場合、平 30.3.31 教育職（B） 2 級 6 1 号俸（331,800 円）であるが、平 30.4.1 には 1 号俸回復させるため、教育職（B） 2 級 6 2 号俸（333,900 円）となる。

- ・ 再計算による号俸（平 30.4.1 の 1 号俸回復含む）
 - 教育職（C） 2 級 7 4 号俸（334,000 円）・・・①
- ・ 異動しなかった場合に平 30.4.1 に受ける本給月額と同額又は直近下位の額の号俸
 - 教育職（C） 2 級 7 3 号俸（331,900 円） 差額 $\Delta 2,000$ 円・・・②

上記①と②を比較した場合、①が有利なため、教育職（C） 2 級 7 4 号俸（334,000 円）を適用する。なお、異動後 5 年間において、教育職（C）の適用を引き続き受けた場合と、教育職（B）のままであった場合との比較は、別紙のとおり。

4 退職手当

<計算方法>

退職手当の基本額（退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率×調整率）＋調整額

→ 退職手当は、退職日における本給月額により算出するため、教育職（B）から教育職（C）に異動したとしても、その後、教育職（B）に異動する際に、異動前から教育職（B）が適用されているとする再計算を行うため、そのまま教育職（B）で退職することとなれば、不利にはならない。

【参考：差額を支給されている場合に、差額支給期間中に退職した場合】

※ ■■■先生の場合は該当なし

→ 退職手当の計算において、異動により給与が引き下がった場合には、その引き下がる前の本給を基本に計算する特例措置が講じられる。

(例)

異動前： 教(B)2級6 1号俸 (331,800円)

異動後： 教(C)2級7 2号俸 (329,800円) 差額 2,000円支給。合計 331,800円

この場合に、平 30.8.31 に自己都合で退職した場合（在職年数 11年 5月）

試算①：教（C）2-72（329,800円）を基礎として計算（在職年数 11年 5月）

2,733,758円

試算②：本給が教（B）2-61（331,800円）から教（C）2-72（329,800円）に減額される前の平 30.3.31 の本給月額（331,800円）を基礎に計算（在職年数 11年）

2,749,218円

上記により 試算① < 試算②であるため、試算②の 2,749,218円 を支給。

なお、平 30.4.1 の異動がなく、附属福山高等学校に在職した場合には、教（B）2-61（331,800円）を基礎に計算（在職年数 11年 5月）することとなり、その場合は、2,749,218円 となる。

上記のとおり、教（B）から教（C）に異動して本給の額が下回った場合と、異動がなくそのまま教（B）に在職した場合を比較すると、退職手当は同額となる。

ただし、この例は、在職年数の計算において 11年 5月の場合は、11年で計算するため、退職手当額は同額となっているが、異動時から 1年以上経過して、教（C）のまま退職した場合には、異動時の在職年数と、退職時の在職年数が異なる場合もあり、その場合には教（B）に在職し続けているより減額となる可能性もある。

附属学校間異動における本給表異動の試算(先生の場合)

H30. 3. 23 人事部

教諭 (36歳) (附属福山中・高 → 附属三原中)
 ※ H30. 4. 1に教育職 (C) 適用に異動した後、5年後に再び教育職 (B) に戻った場合を想定して試算したもの。

日付	教育職(B)			教育職(C)				
	級号俸	本給月額	備考	級号俸	本給月額	差額	備考	
H19.4.1	2級 13号俸		採用	(2級 25号俸)				
H20.1.1	2級 15号俸		+2	(2級 27号俸)				
H21.1.1	2級 18号俸		+3	(2級 30号俸)				
H22.1.1	2級 23号俸		+5	(2級 35号俸)				
H23.1.1	2級 27号俸		+4	(2級 39号俸)				
H23.4.1	2級 28号俸		+1	(2級 40号俸)				
H24.1.1	2級 32号俸		+4	(2級 44号俸)				
H24.4.1	2級 33号俸		+1	(2級 45号俸)				
H25.1.1	2級 39号俸		+6	(2級 51号俸)				
H25.4.1	2級 40号俸		+1	(2級 52号俸)				
H26.1.1	2級 44号俸		+4	(2級 56号俸)				
H27.1.1	2級 47号俸		+3	(2級 59号俸)				
H28.1.1	2級 51号俸		+4	(2級 63号俸)				
H29.1.1	2級 55号俸		+4	(2級 67号俸)				
H30.1.1	2級 61号俸	331,800	+6	(2級 73号俸)	(331,900)			
H30.4.1	(2級 61号俸)	(331,800)		2級 73号俸	331,900		本給表異動	
"	(2級 62号俸)	(333,900)		2級 74号俸	334,000		+1	
H31.1.1	(2級 66号俸)	(342,300)		2級 78号俸	342,000		+4	
H32.1.1	(2級 70号俸)	(350,200)		2級 82号俸	349,100		+4	
H33.1.1	(2級 74号俸)	(357,800)		2級 86号俸	355,200		+4	
H34.1.1	(2級 78号俸)	(365,100)		2級 90号俸	360,900		+4	
H35.1.1	(2級 82号俸)	(371,400)		2級 94号俸	366,500		+4	
H35.4.1	2級 82号俸	371,400	本給表異動	(2級 94号俸)	(366,500)			
							(小計)	-239,926

H30.4.1 教(C)の号俸
 ①再計算方式の場合(原則)
 2級74号俸 (334,000円)
 ②異動しなかった場合に平30.4.1に受ける
 本給月額(333,900円)と同額又は直近下位
 の額に決定した場合
 2級73号俸 (331,900円) 差額△2,000円
 → ①の方が有利のため、
 教(C) 2級74号俸 に決定

<教(B)・教(C)間の給与差>
 本給月額の差 年間給与の差

100	1,846
-300	-5,537
-1,100	-20,301
-2,600	-47,985
-4,200	-77,515
-4,900	-90,434

※ 再び教育職(B)適用となる場合は、原則の再計算方式で決定
 → 教(B)で引き続き在職した場合と同じ結果となる

※ 教職調整額、
 附属学校教員特
 別手当、賞与への
 跳ね返し含む。

※ 教育職(C)適用時期の給与は、年数が経過するにつれて、教育職(B)適用のままであった場合の給与と
 差が生じる。 → 5年間で、約 240千円の支給額の差